

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第27号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(地域振興局長への委任) 第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。 (1)～(101) (略) (102) <u>新潟県主要農作物種子条例（平成30年新潟県条例第30号）第8条第1項の規定により、指定種子生産ほ場の指定を行うこと。</u> (102)の2 <u>新潟県主要農作物種子条例第9条第4項の規定により、ほ場審査及び生産物審査の請求を受理し、職員に審査をさせ、その結果を通知すること。</u> (102)の3 <u>新潟県主要農作物種子条例第11条第2項の規定により、指定原種ほ又は指定原原種ほの指定を行うこと。</u> (102)の4 <u>肥料取締法（昭和25年法律第127号）第22条第1項の規定による事業の開始の届出を受理すること（生産業者に係るものに限る。次号において同じ。）。</u> (102)の5 <u>肥料取締法第22条第2項の規定による届出事項に係る変更又は事業の廃止の届出を受理すること。</u> (102)の6 <u>肥料取締法第23条第1項の規定による販売業務の開始の届出を受理すること（届出に係る販売業務を行う事業場が一の地域振興局の所管区域内に存する場合に限り、かつ、当該届出を行う者が届出の際現に当該地域振興局以外の地域振興局の所管区域内に存する販売業務を行う事業場を有している場合を除く。次号において同じ。）。</u> (102)の7 <u>肥料取締法第23条第2項の規定による届出事項に係る変更又は販売業務の廃止の届出を受理すること。</u> (102)の8 <u>肥料取締法第29条第1項又は第3項の規定により、生産業者等から報告を徴すること（第102号の4から前号までに掲げる事務に係るものに限る。次号から第102号の12までにおいて同じ。）。</u>	(地域振興局長への委任) 第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。 (1)～(101) (略) (102) <u>主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）第3条第1項の規定により、指定種子生産ほ場の指定を行うこと。</u> (102)の2 <u>主要農作物種子法第4条第4項の規定により、ほ場審査及び生産物審査の請求を受理し、職員に審査をさせること。</u>

(102)の9 肥料取締法第30条第1項又は第3項の規定により、職員に立入検査、質問又は収去をさせること。

(102)の10 肥料取締法第31条第2項又は第3項の規定により、肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、又は禁止すること。

(102)の11 肥料取締法第33条第1項の規定により、聴聞を行うこと。

(102)の12 新潟県肥料取締法施行細則（昭和25年新潟県規則第66号）第6条第1項又は第2項の規定による生産業者等からの報告を受理すること。

(103)～(128) (略)

(129) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第6項（同法第48条第9項、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項及び第10項、第87条の2第10項、第88条第6項、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。第257号において同じ。）の規定による地区編入の承認をすること。

(130)～(134) (略)

(135) 土地改良法第49条第1項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区が行う災害復旧又は突発事故被害の復旧の応急工事計画の認可をすること。

(136)～(144) (略)

(145) 土地改良法第88条第1項の規定により、変更後の土地改良事業の計画の概要を公告し、同意を得ること（同条第6項において準用する同法第48条第4項及び第6項の規定による同意を得る場合に限る。次号及び第147号において同じ。）。

(146) 土地改良法第88条第4項の規定により、関係市町村長及び土地改良施設の予定管理者と協議すること。

(147) 土地改良法第88条第6項において準用する同法第5条第6項の規定により、地区編入の変更の承認の申請をすること。

(148) 土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画を変更した旨を公告し、縦覧に供すること。

(149)～(162) (略)

(163) 土地改良法第113条の3第2項の規定による国、県及び市町村以外の土地改良事業を行う者の工事完了の公告をすること。

(164) 土地改良法第113条の4の規定により、県が行う土地改良事業について、管轄登記所に届け出ること。

(165)～(172) (略)

(103)～(128) (略)

(129) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第6項（同法第48条第9項、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項及び第10項、第87条の2第10項、第87条の3第6項、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。第257号において同じ。）の規定による地区編入の承認をすること。

(130)～(134) (略)

(135) 土地改良法第49条第1項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区が行う災害復旧の応急工事計画の認可をすること。

(136)～(144) (略)

(145) 土地改良法第87条の3第1項の規定により、変更後の土地改良事業の計画の概要を公告し、同意を得ること（同条第6項において準用する同法第48条第4項及び第6項の規定による同意を得る場合に限る。次号及び第147号において同じ。）。

(146) 土地改良法第87条の3第4項の規定により、関係市町村長及び土地改良施設の予定管理者と協議すること。

(147) 土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第5条第6項の規定により、地区編入の変更の承認の申請をすること。

(148) 土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画を変更した旨を公告し、縦覧に供すること。

(149)～(162) (略)

(163) 土地改良法第113条の2第2項の規定による国、県及び市町村以外の土地改良事業を行う者の工事完了の公告をすること。

(164) 土地改良法第113条の3の規定により、県が行う土地改良事業について、管轄登記所に届け出ること。

(165)～(172) (略)

(173)及び(174) 削除

(175)～(544) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(13) (略)

(14) 大気汚染防止法第10条第2項(同法第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の31第1項において準用する場合を含む。)の規定により、ばい煙発生施設の設置等の実施の制限期間を短縮すること。

(15) 大気汚染防止法第11条(同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の氏名等の変更又は使用の廃止の届出を受理すること。

(16) 大気汚染防止法第12条第3項(同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の地位の承継の届出を受理すること。

(17)～(31) (略)

(31)の2 大気汚染防止法第18条の23第1項の規定による水銀排出施設の設置の届出を受理すること。

(31)の3 大気汚染防止法第18条の24第1項の規定による一の施設が水銀排出施設となつた際の届出を受理すること。

(31)の4 大気汚染防止法第18条の25第1項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。

(31)の5 大気汚染防止法第18条の26の規定により、届出に係る水銀排出施設の構造等に関する計画の変更又は設置に関する計画の廃止を命ずること。

(31)の6 大気汚染防止法第18条の29第1項の規定により、水銀排出施設の構造等の改善又は使用の一時停止等を勧告すること。

(31)の7 大気汚染防止法第18条の29第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命

(173) 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の農地法(次号において「旧農地法」という。)第71条の規定により、売渡後の検査をすること。

(174) 旧農地法第72条第4項において準用する旧農地法第50条第2項の規定により、買収すべき土地等の上にある先取特権、質権又は抵当権について所有者への対価供託の要否を通知すること。

(175)～(544) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(13) (略)

(14) 大気汚染防止法第10条第2項(同法第17条の13第1項及び第18条の13第1項において準用する場合を含む。)の規定により、ばい煙発生施設の設置等の実施の制限期間を短縮すること。

(15) 大気汚染防止法第11条(同法第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の氏名等の変更又は使用の廃止の届出を受理すること。

(16) 大気汚染防止法第12条第3項(同法第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の地位の承継の届出を受理すること。

(17)～(31) (略)

ずること。

(32)～(34)の61 (略)

(34)の62 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項(同法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により、廃棄物の保管等に関し必要な報告を求めること。

(34)の63 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の3(同法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により、産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。

(34)の64 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5(同法第17条の2第3項において準用する場合及び同法第19条の10第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、処分者等に対し生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずること。

(34)の65 (略)

(34)の66 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の11第1項の規定により、土地の形質の変更をした者に対し生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずること。

(34)の67 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の12第1項の規定により、最終処分場の台帳を調製し、これを保管すること。

(34)の68～(69)の4 (略)

(69)の5 土壌汚染対策法第4条第3項の規定により、土地所有者等に対し、土壌の汚染の状況について指定調査機関に調査させ、その結果を報告すべきことを命ずること。

(70)～(136)の66 (略)

(136)の67 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第3項の規定により、認定こども園の設置者に対し報告を求めること。

(137)～(243) (略)

4～10 (略)

(コロニーにいがた白岩の里所長等への委任)

第6条の2 (略)

2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長に委任する。

(1) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)第14条第1項の規定により、入退所の記録の記載を行うこと。

(2) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第17条第5項の規定により、入所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。

(3) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の

(32)～(34)の61 (略)

(34)の62 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定により、廃棄物の保管等に関し必要な報告を求めること。

(34)の63 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の3の規定により、産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。

(34)の64 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5の規定により、処分者等に対し生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずること。

(34)の65 (略)

(34)の66 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の10第1項の規定により、土地の形質の変更をした者に対し生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずること。

(34)の67 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の11第1項の規定により、最終処分場の台帳を調製し、これを保管すること。

(34)の68～(69)の4 (略)

(69)の5 土壌汚染対策法第4条第2項の規定により、土地所有者等に対し、土壌の汚染の状況について指定調査機関に調査させ、その結果を報告すべきことを命ずること。

(70)～(136)の66 (略)

(136)の67 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第2項の規定により、認定こども園の設置者に対し報告を求めること。

(137)～(243) (略)

4～10 (略)

(コロニーにいがた白岩の里所長等への委任)

第6条の2 (略)

2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長に委任する。

(1) 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第68号)第15条第1項の規定により、入退所の記録の記載を行うこと。

(2) 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第18条第4項の規定により、入所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。

(3) 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及

- 人員、設備及び運営に関する基準第18条の規定により、入所利用者負担額合計額の通知を行うこと。
- (4) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第19条第1項又は第2項の規定により、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費の額に係る通知等を行うこと。
- (5) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第34条及び新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年新潟県条例第23号）第5条の規定により、運営規程を定めること。
- (6) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第39条第1項又は第2項の規定により、協力医療機関等を定めること。
- (7)～(12) （略）
- (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第8条第1項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、契約支給量の報告等を行うこと。
- (14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第19条第5項の規定により、支給決定障害者に対し、領収証を交付すること。
- (15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第20条第1項又は第2項の規定により、利用者負担額合計額の報告及び通知を行うこと。
- (16) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第21条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。
- (17) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第39条の規定により、同条第1号又は第2号に該当する場合に、意見を付してその旨を市町村に通知すること。
- (18) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第41条

- び運営等に関する基準を定める条例第19条の規定により、入所利用者負担額合計額の通知を行うこと。
- (4) 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第20条第1項又は第2項の規定により、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費の額に係る通知等を行うこと。
- (5) 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第35条の規定により、運営規程を定めること。
- (6) 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第40条第1項又は第2項の規定により、協力医療機関等を定めること。
- (7)～(12) （略）
- (13) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第69号）第12条第1項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、契約支給量の報告等を行うこと。
- (14) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第23条第4項の規定により、支給決定障害者に対し、領収証を交付すること。
- (15) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第24条第1項又は第2項の規定により、利用者負担額合計額の報告及び通知を行うこと。
- (16) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第25条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。
- (17) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第44条の規定により、同条第1号又は第2号に該当する場合に、意見を付してその旨を市町村に通知すること。
- (18) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第46条の規定により、運営規程を定めること。

及び新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年新潟県条例第24号）第6条の規定により、運営規程を定めること。

- (19) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第46条第1項又は第2項の規定により、協力医療機関等を定めること。

3 (略)

(児童相談所長への委任)

第7条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。

(1)～(12) (略)

- (13) 児童福祉法第33条第2項、第9項及び第11項の規定により、一時保護を行い、又は一時保護を行うことを委託すること。

(13)の2～(39) (略)

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(124) (略)

- (125) 食品衛生法第28条第1項（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、関係者から報告を求め、又は当該職員に臨検検査又は収去をさせること（食肉衛生検査センター所長に委任されたものを除く。次号及び第128号において同じ。）。

(126)～(128) (略)

- (129) 食品衛生法第55条（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、営業又は業務を停止すること（と畜場及び食鳥処理場に係る営業の停止を除く。）。

(130)～(267) (略)

2・3 (略)

(食肉衛生検査センター所長への委任)

第8条の2 次に掲げる事務は、食肉衛生検査センター所長に委任する。

(1)～(7)の4 (略)

- (8) 食品衛生法第28条第1項の規定により、必要な報告を求め、当該職員をして臨検検査又は収去をさせること（と畜場、食鳥処理場及びと畜場又は食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者のその認定に係るものを除く。）の存する敷地と同一の敷地内に存する食肉処理業を営む施設に係るものに限る。次号及び第10号において同じ。）。

(9)・(10) (略)

- (10)の2 食品衛生法第55条の規定により、営業

- (19) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第51条第1項又は第2項の規定により、協力医療機関等を定めること。

3 (略)

(児童相談所長への委任)

第7条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。

(1)～(12) (略)

- (13) 児童福祉法第33条第2項、第7項及び第9項の規定により、一時保護を行い、又は一時保護を行うことを委託すること。

(13)の2～(39) (略)

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(124) (略)

- (125) 食品衛生法第28条第1項（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、関係者から報告を求め、又は当該職員に臨検検査又は収去をさせること（しばたパッカーズ株式会社、長岡市営食肉センター及び食鳥処理場に係るものを除く。次号、第128号及び第129号において同じ。）。

(126)～(128) (略)

- (129) 食品衛生法第55条（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、営業又は業務を停止すること。

(130)～(267) (略)

2・3 (略)

(食肉衛生検査センター所長への委任)

第8条の2 次に掲げる事務は、食肉衛生検査センター所長に委任する。

(1)～(7)の4 (略)

- (8) 食品衛生法第28条第1項の規定により、必要な報告を求め、当該職員をして臨検検査又は収去をさせること（しばたパッカーズ株式会社、長岡市営食肉センター及び食鳥処理場に係るものに限る。次号から第10号の2までにおいて同じ。）。

(9)・(10) (略)

- (10)の2 食品衛生法第55条の規定により、営業

を停止すること（と畜場及び食鳥処理場に係る営業の停止であって、6日以内のものに限る。）。

(11)・(12) (略)

(13) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者に関する届出を受理すること。

(14)～(21) (略)

(農業総合研究所作物研究センター長への委任)

第10条 新潟県主要農作物種子条例第11条第3項において準用する同条例第9条第4項の規定により、ほ場審査及び生産物審査の請求を受理し、職員に審査をさせ、その結果を通知する事務は、農業総合研究所作物研究センター長に委任する。

を停止すること（7日以上営業の停止を除く。）。

(11)・(12) (略)

(13) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第4項の規定による食鳥処理衛生管理者に関する届出を受理すること。

(14)～(21) (略)

第10条 削除

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正は、同月2日から施行する。